

藤沢市立学校における令和2年度の学期及び秋季休業について  
藤沢市立学校における令和2年度の学期及び秋季休業を次のとおり定める。

2019年（令和元年）11月13日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

1 学期

前期 2020年（令和2年）4月1日から10月11日まで

後期 2020年（令和2年）10月12日から2021年（令和3年）3月  
31日まで

2 秋季休業

2020年（令和2年）10月12日（月）

提案理由

この議案を提出したのは、令和2年度に限り、国民の祝日であるスポーツの日が7月24日となることに伴い、藤沢市立学校の管理運営に関する規則において定めている学期及び秋季休業について、令和2年度に限り別に定める必要による。

## 参 考

藤沢市立学校の管理運営に関する規則 抜粋

(学期)

第2条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第29条の規定により教育委員会が定める学校の学期は、次の2学期又は3学期のいずれかとする。

(1) 2学期

前期 4月1日から10月の第2月曜日まで

後期 10月の第2月曜日の翌日から翌年の3月31日まで

(休業日)

第3条 政令第29条の規定により教育委員会が定める学校の休業日は、次のとおりとする。

(3) 秋季休業 10月の第2月曜日の翌日(2学期の場合に限る。)

学校教育法施行令 抜粋

(学期及び休業日)

第29条 公立の学校(大学を除く。以下この条において同じ。)の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日(次項において「体験的学習活動等休業日」という。)は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律 抜粋

第2条 体育の日の項を次のように改める。

スポーツの日 10月の第2月曜日 スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う。

平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律  
抜粋

第29条 平成32年の国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第百78号）第1条に規定する国民の祝日をいう。）に関する同法の規定の適用については、同法第2条海の日の項中「7月の第3月曜日」とあるのは「7月23日」と、同条山の日項中「8月11日」とあるのは「8月10日」と、同条体育の日の項中「10月の第2月曜日」とあるのは「7月24日」とする。